

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

### 〈むくじ〉

#### ■巻頭言

二〇〇三年春闘の取り組み「成果と課題」 京成労組乗務分会……………2

教育現場を怪物プロクルステスにするな……………3

恵泉寮の仲間、よかった、おめでとう……………4

◇パレスチナ問題とは何か(上)◇ 編集部……………5

パレスチナ問題と歴史……………5

◇資料 連合(〇三・六・二六)◇……………9

二〇〇三春季生活闘争の中間まとめ(案)……………9

国鉄闘争の新たな段階にたつて 赤峰 正俊……………13

読者からのおたより……………15

# 旬刊 社会通信

NO. 874

二〇〇三年七月二一日号

二〇〇三年七月二一日発行  
(毎月一日・二日・二日三回発行)

## 二〇〇三年春闘の取り組み「成果と課題」

一、賃上げ要求妥結結果 賃金：定昇相当分・一人平均五四〇〇円（ベアゼロ）、要求額八三〇〇円、臨時給：昨年同月数（五・三八ヶ月）

二、春闘の取り組み

- ① 合宿：一組（五八名）、二組（五三名）、三組（六二名）、四組（四九名）、五組（四一名）、六組（六三名）、七組（二六名）、青年部（一五名）、代議員（二五名）
- ② 交流：東武交流（三名）、日刊乗務 相鉄・東武・国労・東交・新京成交流（五名）、県私鉄（四名）、バス交流（二七名）
- ③ 決起集会：千葉県団結集会（六名）、私鉄うたごえ集会（三名）、京成うたごえ集会（五〇名）、私鉄青年女性総決起集会（三名）、私鉄総決起集会（五二名）、京成総決起集会（二〇四名）、大綱合意討論集会（一七三名）、収拾討論集会（二五三名）、沿線スト宣伝ビラ配布（二一九名）
- ④ 電車区・車掌区・宗吾支所屋外横断版掲出
- ⑤ 休憩所等にステッカー掲出
- ⑥ 春闘ワッペン・分会団結腕章着用
- ⑦ 学習会取り組み：各組が全体性を持って学習会を取り組む（毎月最終午前番に実施する）  
京成労働学校（四回開催・一七一名参加）

一、成果

① 春闘の情勢意思統一できた。とりわけ、バス分離問題と労働側の団結を崩す闘い方と要求方式後退（大幅賃上げ放棄と個別交渉）に問題の本質は何かを学習してきた。その中心は、各組の春闘合宿である。二月の公休日に各組が五〇名を超える仲間が参加する（七組は一泊二日）。その中で、講演と学習会の実施終了後に懇親会を投定して、春闘の意思統一ができたことは大きな成果だ。

② 春闘方針の学習で決めたことをみんなで実行する。「一人ひとりが一行動」のスローガンで全員参加の春闘が取り組めた。とりわけ、各種の動員に決められた仲間が行動できた。横断板、ステッカー掲出も会社の妨害もあったがみんなで取り付け、掲出ができた。また、団結腕章についても会社の再三の「やめてもらいたい」の声を打ち消す全員の着用率で実施ができた。

③ 賃上げ回答をバス分離とバーター攻撃したことに職場の怒りが結集した。これまでバス交流や職場での討論してきた問題意識が闘いの力として生かされた。会社の思想攻撃を撃破できた。バス分離攻撃は明日は我が身として感じると共に、共に闘うことこそ必要だの思いの現れ。

④ 地方選挙（分会出身の市議会候補者をかかえている）を春闘と一体の取り組みができた。選挙戦への大衆カンパ活動、動員態勢（延べ動員数五六〇名）が取り組めた。これは、日常からの労働組合運動と政治闘争の結合を身にしみて感じる討論ができたことだ。

二、課題

① スト権投票が八五%と高率スト権をとれないでいる。職場のインフォーマル組織があるとはいえ個々の仲間との討論が不足していた。

② 闘いの意思統一したことが、もっと広範に広がる行動力として現れる努力が不足している。一定の行動参加者はあるもの、自ら主体となる行動力がまだ不足している。その表れが、バス分社攻撃にインフォーマル組織が「バス分離賛成」なる動きに職場からの総反発が強い力で現れなかった。今後の合理化攻撃時に心配の種である。

③ 私鉄総連指導の春闘が弱体化している。統一要求、闘い方が個別交渉に移行してバラバラになってきている。要求額は同じでも統一交渉から個別交渉で回答時の中味も伝わらない。不信感がつのっている。まして「不満なときはストライキ」の闘いの戦術も使えない弱さへの不満が職場に沸騰している。  
(京成労組乗務分会)

## 教育現場を怪物プロクルステスにするな

教育の民営化が教育現場を急襲している。何の準備もない教育現場は上から下まで大混乱の状況を呈しているかのごとくである。「教育者」は社会を知らない、企業で苦勞した人材を教育現場に送り込むことで、「教育荒廃」を防止できると、いま実行されているのが、「民間人」校長の採用であり、公立学校選択制という名の教育の「自由化」「民営化」である。

自由化、民営化のイデオロギーをもつとも露骨に語っているのが、東京での教育改革の「モデル区」品川で、ここの教育長だ。元教師だったこの教育長は、教育改革の「原点」をこう語る。

「教師を変えることが教育を変ええる原動力だ。だが研修などをしても効果がない。そこで教師の意識改革は不可能という前提で、好むと好まざるとにかかわらず、どんな教師観、教育観だろうと品川で教職に就く以上、取り組みざるを得ないような仕組みを考えた」

「経験では日本の校長はろくでもない人間ばかりに見える」  
ここに見えるのは、人間、教師は信用できない、彼らの成長は絶対に望めない、仕組みをつくってその仕組みに人間、教師をあてはめるとのなんとも乱暴な意見で、これはギリシャ伝説の怪物プロクルステス—プロクルステスは宿泊させた客の手足を自家の寝台の寸法に合わせて引きのばしたり切り縮めたりした。物事を所定の形式に無理に押し込むこと—を思い起こさせる。人間も教育も工場の生産物と同じように作られるかのごとくである。規格外の教師、生徒は放りだし、労働力商品としてふさわしい者だけ採用するというのであり、これはまさに「教育工場論」に他ならない。

杉並区の中学校長になった元リクルート社員は金銭感覚を身につけさせるのが私の教育観と「知識や技術も含め、(お金を) ためるだけでなく投資し運用する力が、子ども達に必要」といつてはばからぬ。子どもたちに今から錬金術、投資術を教えなければというのである。この人は中学校で株式運用講座でもおこなうつもりなのであろう。

この両者から考えられるのは、学校は「運営」でなく「経営」、対投資効果が教育の原点という効率主義、営利主義であり、プロクルステス流の管理・統制主義である。これは

階級的学校としてあった私学そのものの発想であり、公教育には相容れない。

この矛盾をさらけ出したのが、元広島銀行行員で「〇二年二月くらいに広島銀行から急に校長へと話しがあった」広島県尾道市高須小学校校長の「自死」である。「自死」は教育関係者はむろん父兄に衝撃を与えたもようで、広島県教組は独自に〇二年三月に「尾道市高須小学校校長『自死』調査委員会」を設置。最終報告書が七月一日に発表された。その結論―校長を自殺へ追いつめた原因―を「第一次要因は尾道市教委が、今年三月、家の近くへの小規模校への転籍への希望を絶ち、再度、民間人校長として成果を出せと告げ絶望させたこと、第二次原因は、うつ状態の診断書さえ受け付けず、一切休養をとることを許さず、抗うつ剤や睡眠導入剤の服用と疲弊が悪循環に陥っていたこと、第三次要因は、校長を教育委員会の命令を忠実に実行する中間管理職として使用し、膨大な通達で苦しめ、職務に対する無力感をつのらせていった。三次、二次、一次と負荷が積み重なっていき、校長は自死にいたった」とまとめている。

広島県教職員組合の最終報告書はさいごに、「両教委（広島県、尾道市教委）の最終報告書は『今まで以上に管理強化せよ』というものである。そうした『すり替え』を決して許してはならない。そのためにも、慶徳校長の抑うつ状態を認めず、隠蔽の指示まで行い、一年間にわたって苦しみ、死においやった教育委員会という権力の犯罪を徹底的に追及していく」と結んでいる。

この報告と前後して、六月二十七日には広島県教組に銃弾が撃ち込まれ、七月三日は慶徳校長の「相談窓口」だったという尾道教育委員会次長が「自死」という悲劇が再度起きていた。

## 恵泉寮の仲間、よかった、おめでどう

恵泉寮裁判闘争を十三年有余にわたりたたかいつづけた六人の仲間が、七月三日、完全勝利した。「和解条項」の基本は―

- 一、被告法人は、一九九〇年一月五日における解雇の意思表示を撤回し、同日以降、雇用契約関係が存在することを確認する。
- 二、原告六人全員が、被告法人の運営する知的障害者施設「清心ホーム」において、生活指導員として就労する。六人の職場復帰は八月一日とする。
- 三、被告は原告六人に対し解決金を支払う。

恵泉寮闘争は一九九〇年一月五日、児童施設恵泉寮の廃止で、全職員十八人が全員解雇。六人の女性が「このまま泣き寝入りできない」と始まった。最初の裁判は九〇年二月。それ以降、神戸地裁四十回、大阪高裁十五の計五十五回におよんだ。

完全勝利の背景には①恵泉寮の仲間を励ます会結成、②ターミナル宣伝行動、③夏（メロン）、冬（リング）の物販活動、④裁判傍聴があった。六人は八月一日から清心ホームに就労する。十三年余の経験をふまえ、第二の青春を仕事、社会運動で楽しんでもらいたい。

## ◇パレスチナ問題とは何か(上)◇

# パレスチナ問題と歴史

中東地域は世界政治の焦点です。ウサマ・ビンラディンというサウジアラビア出身の大金持ちとテロ組織との関連、イラクへのアメリカ侵略戦争と占領統治、核開発・テロ組織支援を口実としたイラン、シリアへの包囲網形成、最大の焦点であるイスラエル・パレスチナの和平交渉のゆくえなど話題に事欠くことはありません。中東地域の情勢をさらに複雑にしているのが世界の石油供給基地であること、宗教、人種・民族問題です。

イスラエルとパレスチナ和平交渉がどうなるかは、アメリカ経済の動向、○四年十一月のアメリカ大統領選とも相まって、世界情勢のもつとも重大かつ重要な課題です。さまざまなメディアがさまざまに伝える中東和平の理解を深めるために、(1)中東とは、(2)パレスチナ問題、(3)和平交渉のポイントとはについて、簡単に整理してみました。

## 中東とは

まず中東とはなにかについてです。中東とは東はイランから西はエジプトまで、北はトルコ、キプロスから南はアラビア半島南端の地域をさします。

中東地域の住民の大半はアラブ系、パレスチナ人とはパレスチナ地方に住むアラブ人との意味です。この他、トルコはトルコ人、キプロスはギリシャ系、イスラエルはユダヤ人、イランはペルシヤ人が多数を占めています。イラク侵略戦争時に耳や目にしたクルド人はトルコ、イラン、イラクにまたがって住んでいる、いわゆる「少数民族」です。

アラブ系住民の言語はアラビア語、トルコはトルコ語、イランはペルシヤ語、イスラエルはアラビア語とヘブライ語が公用語です。

宗教はイスラム教です。スンニー派とシーア派の二つに分かれているということですが、神様、仏様、キリスト様でもなんでもかんでも飲み込んでしまう日本人には宗教問題は理解するのは容易ではありません。パレスチナ問題ではエルサレムの帰属が大きな問題となつていますが、エルサレムがユダヤ教、キリスト教、イスラム教の共通の聖地であることによります。

宗教問題がパレスチナ問題の原点であるかの主張もありますが、これは副次的な問題です。ほんとうの理由は一九世紀以来の植民地主義がこの地域混乱の根本原因です。

## 英仏支配のはざままで

イラク侵略戦争さなか、ある労組の書棚で『砂漠の反乱―アラビアのロレンス自伝』を発見しました。以前読んだはずですが、これから複雑、かつ錯綜するだろう中東情勢の原点ともいえる第一次世界大戦前後の中東地域―当時この地域はフランス、イギリスの植民地下にありました―を知ってみたいと借り受けました。

中東諸国は古くはメソポタミア、エジプトの両文明にも明らかのように、古代文明、古代帝国発祥の地で、数字、天文学等の自然科学の領域においても世界の最先進地域でした。一六世紀以降の重商主義、一八世紀後半からの産業革命、資本主義社会―とりわけ一九世

紀後半以降の帝国主義の時代―の発展とともにアングロサクソン、大陸ヨーロッパ諸民族がこの地域を支配するようになったのです。アラビアのロレンスこと、T・E・ロレンスがイギリス帝国主義の意のもとで活動したのがこの時期です。

一九世紀後半から二〇世紀前半、第一次世界大戦前後までこの地域に大きな影響力をもっていたのはオスマン・トルコでした。トルコはドイツと同盟し第一次世界大戦に参加し、この地域の併合をもくろんだのです。これにたいし、エジプトをフランスから奪いとっていたイギリスは、この時、中東支配下におくため「三枚舌外交」を展開しました。

一つは、トルコに反乱を起こす代償にアラブ国家樹立をメッカの太守フセインに約束したことです。

二つは、ユダヤ人財閥であるロスチャイルド家に、戦費調達のため、パレスチナにユダヤ人国家を建設するシオニズム運動を支援すると約束したことです。

三つは、秘密条約「サイクス・ピコ条約」で、フランスとの間に戦後処理としてシリア、パレスチナ地方の分割を定めていたことです。

アラビアのロレンスは、主観的には「アラブ独立」の大義を実践したのですが、トルコに勝利した代償はこの地域の英・仏両国の委任統治でしかありませんでした。イギリスの植民地略奪戦争に利用されただけだったのです。ロレンスの活躍は一九一六年十月から一八年の十月までのわずか二年間。その後、ロレンスは傷心生活を送ったとされることはロレンスが帝国主義に思いたらなかつたからに他なりません。

### シオニズム運動とパレスチナ分割

イスラエルとパレスチナの問題は歴史的に古い問題です。ユダヤ人が国外離散（ディアスポラ）したのは紀元前二世紀からで、商品とともに行動し、シエイクスピアの『ヴェニス商人』にある金貸商人シャイロックのようなイメージが世界各地でつくられ、一九世紀にはロシアでのボグロム、ナチス・ドイツ時代のホロコーストとなってあらわれたというわけです。

パレスチナ問題の根本は二〇世紀の植民地主義にねざしています。一連の歴史的事件を時代とともに追ってみることにします。

（シオニズム・パレスチナ問題）

一八九六 『ユダヤ人国家』（テオドルルヘルツル）を著し、世界のユダヤ人にシオニズムへの関心を喚起

一八九七 第一回シオニスト会議

一九一六 サイクス・ピコ協定

一九一七 バルフオア宣言―ユダヤ人の祖国建設を支持するイギリスの宣言

シオニズムとはユダヤ人国家建設運動のことです。第一次世界大戦後から第二次世界大戦の間、パレスチナ地域はイギリスの委任統治下におかれました。注目点は一九世紀末からシオニスト運動は始まり、イギリスがそれを一九一七年のバルフォア宣言で全面支援したということです。

第二次世界大戦終了後、民族独立・解放のウネリの高まりの中で、中近東諸国も独立を

宣言します。帝国主義は植民地なしでやっていけることを示したことが、この時代の特徴でした。第二次大戦後、パレスチナに移住するユダヤ人難民が激増するばかりか、「国家」をつくるパレスチナ分割案が一九四七年の国連特別総会で採択されたことです。この決議の内容は①パレスチナをユダヤ人とアラブ人の二国にわけ、②聖地であるエルサレムは国際管理下におくというもので、一九四八年五月にイスラエルは独立を宣言。その翌日、イスラエルとアラブ諸国が相争う第一次中東戦争が勃発します。いわゆるパレスチナ問題の始まりです。

### パレスチナとは

パレスチナとは東地中海、レバノン、ヨルダン、シリア、エジプトに囲まれた地域です。イスラエルの面積は東エルサレム（七十平方キロ）、ゴラン高原（千五百五十平方キロ）をふくみ二万一千九百四十六平方キロとパレスチナ自治政府の行政下にある六千二百四十二平方キロ（ヨルダン川両岸五千八百七十九平方キロ、ガザ地区三百三十六平方キロ）です。

### 「入植」そして難民

パレスチナ分割は民族独立・解放のたたかいとして、「パレスチナはアラブの大地」とするアラブ諸国とイスラエルを支援する英米仏を中心とする帝国主義諸国間のたたかいとして展開されてきました。

一九四七年の国連分割決議で、パレスチナ人の領土としたのはエルサレムを中心にヨルダン川両岸地区、地中海とエジプトに国境を接するガザ地区、それにレバノンとの北部国境地帯です。第一次中東戦争（一九四八～四九年）で勝利したイスラエルはこれらパレスチナの国土の多くを奪い去り、急増したユダヤ人は奪い取った領土に入植を開始します。この過程を年代記風にメモるところです。

一九四七 国連特別総会―パレスチナ分割案採択

一九四八 イスラエル独立宣言。アラブ軍パレスチナ侵入（第一次中東戦争）

一九四九 イスラエル、国連加盟。

一九五六 ナセル、スエズ運河国有化宣言。イスラエル、英・仏とエジプト領シナイ半島に侵入（第二次中東戦争）

第三次中東戦争は一九六七年六月で、イスラエルはエジプトからシナイ半島、ガザ地区、ヨルダンからは東エルサレム、ヨルダン川西岸、シリアからはゴラン高原を占領し、こにちのイスラエルとパレスチナ抗争の原型がつけられることになりました。

占領地には入植という植民地政策が実施されました。この結果生まれだのが難民問題です。パレスチナ分割でばう大な数の難民が発生するばかりか、第三次中東戦争でもヨルダン、レバノン、シリア、西岸・ガザ地区に難民が生まれました。パレスチナ人は六百二十万人といわれ、現在のパレスチナ自治地区に住むパレスチナ人は百九十万（ガザ地区百万人、ヨルダン川西岸九十万）といわれますから、四百万人をこえるパレスチナ人が、かつてのユダヤ人同様、アラブ諸国を流浪する民となってしまうことになりました。ユダヤ人国家の建設がパレスチナ人をつつてのユダヤ人と同じ流浪の民にしてしまったので

す。

## エジプトの変質

四次にわたる中東戦争と敗北はアラブ諸国に大きな政策変更をもたらすことになりました。パレスチナ人は一九六四年パレスチナ民族評議会（PNC）を開催し、パレスチナ解放機構（PLO）が創設され、第五回PNC（一九六九年）で、一九五七年ごろ「ファタハ」をつくり、第三次中東戦争後、ゲリラ戦で有名になったアラファトがPLO議長になつています。

結成当時、PLO本部はヨルダンにおかれていました。ゲリラ戦がヨルダンを拠点としていたことから、イスラエルはヨルダン領内を報復攻撃。ヨルダンが一九七〇年にPLOを国外追放したことで、PLO本部はレバノンに移されることになります。PLOの現在の本部はチュニスで、八二年のことです。

これ以降、イスラエルとPLOのたたかいは激しさを増していきます。PNC、PLOに衝撃を与えた事件は一九七七年から一九七九年のアラブの盟主エジプトの動きで、とくに一九七九年のエジプト・イスラエル平和条約締結でした。

## 和平交渉

このような歴史的経過をもつのがパレスチナ問題で、解決をはかるためにさまざまな努力がくり返されています。

一九八八年、アラファト議長は西岸とガザ地区を領域とするパレスチナ国家の「独立」を宣言、九六ヶ国が「承認」しました。この時、国連は①イスラエルの生存権承認、②テロ放棄、③国連決議二四二受諾を確認しています。

一九九三年にはPLOとイスラエルの秘密交渉の結果、「暫定自治宣言」が調印されました。九四年にはガザとエリコに先行自治区が誕生し、九五年にはヨルダン川西岸にも拡大しています。こうした動きとともに、労働党のラビン首相は占領地から軍を退させるなど和平に向けて新しい動きがおこっていたのです。九八年末には追加撤退合意も調印されています。こうした動きを背景に〇〇年、クリントン大統領が和平の仲介に動きまわりましたが物別れに終わり、〇一年二月、シャロン政権発足とともにパレスチナ問題は再び泥沼化していったのです。

## ブッシユの意図

四月の「ロード・マップ」への動きは〇一年十月、ブッシユ大統領が「パレスチナ国家創設」に発言したことに始まります。〇一年十月といえば、「九・一一」事件のわずか一ヶ月後で、ブッシユはアフガン侵略作戦開始を命じた時です、イラク侵略戦争準備も同時併行的にたてられていた時ですから、なにかウサンクササを感じます。

ブッシユの世界戦略は「テロ絶滅」「そのためには先制攻撃も辞さず」というのですから、この時すでにアフガニスタンのタリバン、イラクのフセイン、パレスチナのゲリラ組織壊滅が一体として構想されていたのかもしれない。（つづく）



二〇〇三春季生活闘争の中間まとめ (案)

今年の春季生活闘争は、デフレ経済とかつてない雇用危機の下で闘われた。

連合は、この間の変化を単なる一時的なものと思えず、中長期的な春季生活闘争のあり方について論議を積み重ねるなかで「改革」の第一歩を踏み出し、今年もその方向でチャレンジしてきた。「まとめ」に際しても、そうした中長期的な観点から行っていくとともに、運動方針論議なども連動させ、労働組合運動そのものの活性化に向け、引き続き継続的な取り組みに結びつけていくこととした。

一、二〇〇三春季生活闘争の位置づけと枠組みについての評価と課題

- (1) 二〇〇三春季生活闘争は、失業率の高止まりと物価の持続的下落など厳しいマクロ経済状況下の取り組みとなった。企業レベルでは、賃金抑制、雇用調整などにより人件費コストを削減し、短期利益を確保しようとする動きが一段と強まった。加えて、政府は、医療費、雇用保険料、健康保険料等の負担増や無原則な規制緩和によるワークルールの切り崩しなど「構造改革の痛み」を勤労者に一方的に押しつけてきた。
  - 連合は、二〇〇三闘争を、政府のワークルールやセイフティネットの切り崩し、企業の雇用切り捨てや労働条件切り下げと対決し、雇用と生活を守り抜く闘いと位置づけた。
  - (2) 連合は、総合生活改善に向けた中期の目標と当面の運動目標を明確にし、その実現のために、春季生活闘争のなかで、政策制度を柱とした景気回復・雇用確保の実現、労働条件の支え・底上げ、不払い残業撲滅など四つの「重点課題」に絞り込み、取り組みを進めることとした。
  - (3) また、「重点課題」を具体化するため、すべての組合が共闘して取り組み、労働組合運動の求心力を高めるとともに、交渉結果の社会的波及をめざす「ミニマム運動課題」を設定した。
  - (4) 「重点課題」と「ミニマム運動課題」を明確に設定したことで、「賃金カーブの維持」「企業内最賃協定化」は、昨年より取り組みの前進がはかれた。また、「不払い残業の撲滅と適正な時間管理の取り組み」は、ワークルールの強化に向け社会的なインパクトを与えることができた。
  - (5) 賃金改定における主要組合の「上げ幅」を指標とする従来の交渉パターンの限界が一層明確になり、加えて、賃金制度そのものの改定や企業業績が一時金中心に配分される傾向も強まって、賃金の相場形成・波及機能が発揮しにくくなっている。
- 一部の経営者が、他社の賃金制度改定や賃金カットなどのマスコミ報道に悪乗りし、賃金抑制の横並びをはかろうとしていることに対して、組合が打破できない場合も多く見られている。連合全体で、賃金水準を見据え、その底上げを目指す賃金闘争の改革を早急に進めていく必要がある。

二、二〇〇三春季生活闘争における具体的な取り組みの評価と課題

1、雇用確保の取り組みについて

(1) 政策制度課題について

①景気の回復と雇用の維持・創出を前面に掲げ、失業者支援の抜本強化、中小企業の経営基盤強化、社会保障の基盤整備などを通じた消費拡大策およびデフレ防止策を盛り込むよう、二〇〇二年補正予算案と二〇〇三年度予算案の修正を求めた。しかし、こうした取り組みにより補正予算の上積みと雇用の特別枠を設けさせたものの、トータルとしては全く不十分なものであった。

②健康保険法の改正では、総報酬制による保険料負担増が行われ、雇用保険法の改正では、雇用保険料の引き上げと失業給付額の引き下げなどが行われ、賃金カーブを確保してもマクロの可処分所得は確実に低下傾向にある。

③労働基準法の改正では、解雇ルールにおける第一義的に解雇できるとした部分について抜本修正させることができたが、労働者派遣法については、政府原案のまま改悪を押しきられる結果となつた。

(2) 社会合意の取り組み

中央段階では、二〇〇二年末に「雇用に関する政労使合意」の確認を行い、雇用維持・安定に向けた一層の経営努力と政府による雇用対策予算の上積みなど一定の成果を得ることができた。しかし、トータルとして見れば、合意内容の「経営側は、これまで以上に雇用の維持・確保に最大限の努力を行う」ことが徹底された上は言い難い状況にあり、完全失業率も高止まりするなど厳しい状

況にある。

今後さらなる政策の拡充や労使協議の強化などを通じて雇用対策に全力をあげていく必要がある。とりわけ、政労使合意で約束させた雇用に関する予算の執行状況とその効果のチェックの仕組みを活用し、弾力的な対応を求めていかなければならない。また、各都道府県段階も含めてワークシェアリングに関する政労使、自治体労使の取り組みも引き続き行われており、協議の深化と拡大に努めるとともに、具体的な成果に結びつけていくことが求められている。

(3) 雇用の維持・確保に関する労使協定の取り組みについて  
雇用の維持・確保に関する労使協定・労使確認などの取り組みは、昨年の協定の再確認・実効確保などを含めて継続して取り組まれた。しかし、全体としては非自発的失業の増大に歯止めはかかっておらず、通年的な指導・支援態勢の強化が重要になっている。

2、「ミニマム運動課題」の取り組み

「ミニマム運動課題」として設定した「賃金カーブ確保」「企業内最賃協定」「適正な時間管理」それぞれの課題は、多くの産別が方針のなかにきちんと位置づけており、まだ十分な集約はできていないものの、継続的な取り組みに結びつくような態勢が整えられつつある。

(1) 賃金改定について

① 連合は、「賃金カーブ確保」を最低限に、中小・地場労働者の賃金底上げをはかるとの方針を掲げた。また、純ベアについての要求基準設定は、産別の判断にゆだねる一方、中小・地場組合を念頭に「最低到達目標水準」の設定を行うとともに、賃金カーブ確保分の指標を示した。

② 三月内決着の組合はほぼ賃金カーブを維持し、経営側の賃下げ攻勢をはね返すことができた。判断される。一方、四月以降はカーブ維持に届かない組合が漸増してきた。

また、平均方式の組合の賃上げ率は、賃金制度が整備されているかどうかで大きく左右され、制度の有無によって「二極化」している。特に賃金制度の整備が不十分な中小企業では、昨年より賃上げ率は低下傾向にあり、企業業績が悪くならないにもかかわらず、賃金カーブ維持分を確保できなかったところも少なくないと思われる。

③ 厳しい環境にもかかわらず、ベアを獲得したところは、六月一日現在二四四組合にのぼっている。昨年と比べると、ベア獲得の割合が減り、賃金カーブ維持の割合が増えた。

④ 「賃金カーブ確保」の社会的波及のために、賃金カーブ維持分の情報開示に取り組んだ。開示組合数の増加や個別賃金水準との併記の工夫など、昨年より前進した。しかし、賃金カーブ維持分の中身について産別ごとにはばらつきがあり、ベア・ゼロ賃上げゼロの波及を阻止するためには一定の効果があるものの、波及力のある指標となっておらず、また、水準そのものが波及しているとは言いがたい。

自らの職場の賃金実態の把握・分析と賃金制度の整備にむけた取り組みの重要性が増している。賃金水準の比較を通じた新たな底上げ・波及メカニズムを構築していくためにも、そうした取り組みを地道に積み重ねていく必要がある。

⑤ 企業業績のいいところで一時金への成果配分が行われる傾向が一段と強まっている。他方で、経営問題に直面している企業では軒並み年収ダウンとなっている。「一時金については、年間収入維持を念頭に各産別で取り組む」との方針で十分か、今後検討が必要である。

⑥ 今年の交渉では、定昇制度の見直しをはじめとする人事・処遇制度の見直しが焦点となった。労使協議を重ねてきた結果、合意に達したところ、これから協議を開始するところなど様々であるが、多くは春季生活闘争と切り離れた対応を行った。十分な時間をかけて労使協議を尽くすなど通年的な取り組みの強化をはかるとともに、賃金・人事制度に関する基本的な考え方の整理とその共有、制度改定についての情報提供などを通じた共通理解の促進が求められている。

⑦ 中小・地場組合を対象とした、地域ミニマムや妥結基準の設定などに取り組んだが、十分に実効があがったとは言いがたい。こうした指標のあり方・示し方とともに、「底上げ」に向けた運動論の構築が求められている。

⑧ 男女間賃金格差は正のために人事管理における間接差別の撤廃や生活関連手当の見直しについて方針化した。五月時点の集約結果を見る限り、取り組んだ組合は極めて少ない。なぜ、少ないのか検討し、その結果を踏まえて今後の方針をつくらなければならない。また、少ないの

(2) パート労働者の処遇改善と企業内最低賃金の協定化

① 連合は、昨年に引き続きパートの賃上げ要求基準を設定した。パートの処遇改善についての社会的な関心は拡がっているものの、産別として、パートの賃上げについて方針化しているところはまだ少数にとどまっている。

② パートの時給引き上げを要求した組織では健闘したところが多く（六月一〇目現在、単純平均で一〇円程度を確保）評価できる一方、状況把握ができていない組合数は昨年とほとんど変わらず、連合全体としての取り組みに課題を残した。

③ 「全従業員対象の企業内最低賃金の協定化」を「ミニマム運動課題」と位置づけた。産別として方針化しているところも多く、集約数も昨年より増えているが、最低賃金についてならんかの協定を締結しているところは、昨年段階で全単組の三割にみならず、今後一層の取り組み強化が求められる。また、ベア要求は見送ったものの、最賃協定額の引き上げを要求し、有額回答を引き出したところもあり、「底上げ」につながる運動として評価できる。

④ パート労働者の賃上げ、企業内最低賃金の協定化のどちらの課題も、パート労働者等を組合員化していないと取り組みづらいとの意見が強く、前進をはかるためには、組織化を含め、労働組合からのパート労働者へのアプローチなど地道な職場活動を積み重ねるなかで取り組みが必要がある。また、派遣・請負労働者が増えている職場もあり、その対応についても検討が必要である。

(3) 不払い、残業の撲滅と労働時間管理の協定化

① 二月に「不払い残業撲滅（ノーペイ・ノーワーク）」「ウィークを設定するとともに、地方連合会における相談ダイヤル活動や労働局・労基署に対する監督・指導強化の要請活動を行った。

当面の方針では、「悪質な違反等については、労働基準監督署への告発も辞さない決意で取り組みを強化する」との確認を行った。

② 多くの産別・単組で、職場点検活動や残業・休日出勤問題への意識喚起が行われ、相談ダイヤル活動では、従来以上に多くの相談が寄せられるなど、社会的にインパクトのある取り組みとなった。なかには組織内からの相談もかなりあり、労働組合として自らの職場で違法状況を無くす真剣な取り組みが求められている。

③ 職場点検活動の結果などを踏まえ、適正な労働時間管理について議事録確認等を含め何らかのあたりで協約化をはかり、その社会的波及を目指したものの、現段階ではほとんど集約はできていない。協約化に向けたうねりをつくりだすためには、職場状況の違いを踏まえたより丁寧なチェックポイントの提起など、一層の工夫が必要である。

3、中小・地場組合支援の取り組みについて

二〇〇二春季生活闘争まとめを受けて、中小・零細企業労働者の職場と雇用を守り、労働条件の「底上げ」をはかる取り組みを連合全体の取り組みとしていくこととした。

(1) 個別指導・支援策の重要性 賃金カーブ維持分の算出や雇用対策など、個別対策の重要性がますます高まっているものの、地方産別の専従者が不足がちということもあり、十分に実践されているとは言い難い。

(2) 中小・地場組合の要求のあり方 賃金カーブ確保の取り組みを基本とし、賃金要求の提出が困難な場合でも雇用確保、経営安定化、退職金の確保など何らかの要求を掲げ労使交渉を行うとの方針を出した。要求書未提出組合を一定程度減らす効果はあったものの、解決時期や解決内容という点では昨年より厳しい結果となったところもあり、課題を残した。

(3) 「妥結ミニマム基準」の設定 「妥結ミニマム基準」は、一定の役割を果たしたものの、現状では「目安」にとどまっている。未解決組合のなかには、賃金要求をしても経営問題などを理由に賃金交渉に入れないところもある。通年的な個別支援・指導を通して、雇用・合理化対策をはじめ賃上げ交渉ができる条件を整えることも必要である。

(4) 産業間のばらつき拡大 中小企業が直面している状況や課題は、産業・業種によってばらつきがあり、賃金設定や雇用問題の状況についても、産業部門別などさらに細かく点検した上で今後の対応を行っていく必要がある。

(5) 取引関係等の改善を通じた格差是正の取り組み 二月下旬に「格差是正フォーラム」を開催し、二月と三月の二回、中小政策等について政府や経営団体などに要請行動を行った。要請活動だけでは、不十分であり、中小企業の直面している実態を具体的に把握し、公正取引実現にむけた取り組みを一層強化していく必要がある。

三、今後の検討課題とその方向性について

二〇〇二闘争まとめでは、①マクロの政策課題の実現、②社会的合意形成による運動、③「ミニマム運動課題」による共闘、④通年の取り組みの強化を通じた総合生活改善闘争のなかに春季生活闘争を位置づけ、その改革を進めることとした。その考え方と今時闘争の結果を踏まえ、二、三年先を展望して運動を組み立てる上での課題を中心に整理をする。

## 1、連合の役割の明確化

(1) 役割分担の明確化 春季生活闘争の具体的な担い手は産別構成組織であり、連合は、調整と企画・立案を中心に担うことを基本に、それぞれの課題についてその役割分担を明確にするとともに、ミニマム運動課題の設定とその展開を通じた共闘の一層の強化をめざす。

政策制度課題は連合がその責任を負うとともに、その実現に向け職場や地域での取り組みの強化をはかる。

(2) ミニマム運動課題の設定 この間の春季生活闘争改革の経緯を踏まえ、すべての組合が参加し交渉結果の波及をめざすミニマム運動課題の取り組みを引き続き強化していく。具体的な課題設定については、ここ一兩年の取り組み状況の総括を踏まえた上で、全体の合意のもとで行っていく。

(3) 連合の要求設定のあり方 賃金、労働時間などに関する具体的な要求は産別構成組織が責任をもつて設定することとし、連合は、マクロの視点に立った基本的な考え方、および最低限のミニマム水準を示すとともに、春季生活闘争におけるマクロ課題に関する分析や環境整備、経営者団体への反論を含めた対応などを行っていく。

統一的要求設定等のは非については、マクロ経済の好転等を踏まえ別途議論する。とくに、賃金のミニマム水準については、生計費と賃金に関する検討結果を踏まえ、早急に結論を出すよう努める。また、部門別連絡会や産別においては、それぞれの職種や「一人前」の労働者像に着目した銘柄別目標水準の設定に努める。

## 2、具体的課題の取り組み

(1) 雇用の安定・確保 雇用は労働条件の前提であり、通年的な取り組みとして、その安定・確保および創出に取り組み。連合として、経済政策、金融政策、雇用対策、社会保障政策、およびワークシェアリングの実践などをセットとした総合デフレ対策を検討し、マクロの視点から雇用危機突破に全力を尽くす。

(2) 賃金制度の整備 この間の賃金交渉結果における「制度間格差」の実態を踏まえ、すべての組合、とくに中小・地域組合における賃金制度整備の取り組みを格段に強化する必要がある。このため、連合は、「賃金カーブ確保」の考え方を整理するとともに、「賃金制度整備に対する基本的考え方」を示す。加えて、各種調査を充実し的確な指標を示すとともに、産別と連携し各単組に対する支援を強化し、厚生労働省の「賃金制度整備支援事業」の活用を含め、秋口の段階から取り組みを具体化していく。

(3) 不払い残業の撲滅 適正な時間管理を徹底させるため各産別構成組織の方針のなかに位置づけ、各単組で具体的な活動プログラムを策定するよう努める。連合は春季生活闘争時の社会的キャンペーンを行うとともに、厚生労働省とも連携した集中月間の設定などの環境整備に引き続き取り組む。

(4) パート労働者等の労働条件底上げ パート労働者を含む非典型雇用労働者の労働条件底上げは、これからの労働組合運動の最重要課題の一つであると位置づけ、組織拡大や均等待遇の法制化などと一体となった取り組みを進める。とくに賃金については、各産業・地方ごとに最低到達目標を設定することを検討していく。

(5) 最低賃金協定の拡大 賃金の底上げを有効なものとしていくため、すべての組合で企業内最賃協定の締結（月額・時間額）を行うことをめざすとともに、すべての産業でその目標額を設定し、その達成に向けた中期計画の策定を検討する。

## 3、闘いの進め方

(1) 社会合意形成の推進 働き方と暮らし方のトータルな見直しに向け、ナショナルレベル、産業レベル、地域レベルのそれぞれの場で社会合意の推進に努め、雇用の維持確保、公正処遇、ワークシェアリング、取引関係の改善など幅広いテーマで協議を深めていく。

ワークシェアリングについては、今起きている高失業、長時間残業、非典型雇用の拡大というアンバランスを解消していくため、それぞれのレベルの労使協議において検討を深め、労働時間短縮と公正処遇を基本に春季生活闘争のなかで労使確認や労使合意として具体化できるよう努めていく。

(2) 運動のヤマ場の設定 ミニマム運動の効果的展開をはかるため、課題に即したヤマ場設定のあり方とその闘いの組み立てや行動展開を検討する。

(3) 中小・地域組合の取り組み 中小地域組合の雇用と労働条件の改善を目指すため、産別と地方連合会との連携を強化する。そのため、産別の地方組織や地方連合の地域協議会を強化し、問題を抱える組合への個別支援・指導体制の強化をはかるとともに、賃金交渉のヤマ場を連合全体として四段階で設定して取り組むなど地域共闘の強化をはかる。

# 国鉄闘争の新たな段階にたつて

## 問われる主体

国鉄闘争が一七年目を迎えた今日、当事者や支援者の誰もが各種の疲れと倦怠感を感じているのではないのでしょうか。「闘争団はいつたい何を求め闘ってきたのか?」、「支援の人々は何のために支援してきたのか?」と。情勢は、双方の実態を残酷なほど浮き彫りにしています。その場しのぎの詭弁は通用しません。誰かが敷いたレールの上を歩くことはできないのです。

先日、神奈川県湯河原にて原告団と共闘の合宿が開催されました。参加の皆さんは「熱き思い」を語り、闘争団は「変わらぬ決意」を述べました。しかし、七・一で激変した国鉄闘争は、その後いっこうに再建されないまま今日を迎えています。

八六年修善寺大会の時に「労使共同宣言」をめぐる分裂がそうであったように、これまでの十七年の間、規模の大小は別として幾度となく国労内で繰り返されてきました。過去の労働争議の重要な局面で「必ず」と言ってよいほど繰り返された権力の介入と、それに心を売り渡した者たちが、その後、反省（総括）し初心を取りもどし「団結と統一」を勝ち取ったことが一度でもあるでしょうか。

こどもが、露天商にだまされて小遣いをむだ遣いしたのとはわけがちがいます。「どうなるか」わかっているを選んで者たちは、俗に世間で言う「確信犯」なのです。不幸にも確信犯にだまされ、引きずられた者も少なくありません。

しかし、世間の常識から言っても、十七年という時間を家族も含め闘った当事者が、自分で判断できないことのほうが不思議なことなのです。「誰がどうした。こうした」の言いわけは通用しません。したがって、これから先（もうすでに）の国鉄闘争は、一人ひとりの当事者が、いかに闘いに確信を持ち、いかにその想いを具現化していくのかにかかっています。「国労」という組織の下や、「機関決定」という現実的に無意味な方針（無方針）の下では、一歩も闘いは前進しません。

## 「何をやったのか」

ある日、ある時、集いの場面でいくら立派な「決意表明」をしようとも、いくら立派な「作文」を書いてみたところで、実態がともなわなければ、それは何の意味も持ちません。国鉄闘争の十七年間にさながら、労働運動（争議）には、そうした側面が多すぎると感じます。

敵が本気でしかけ、本来、味方であった者たちが身も心も奪われてしまっているのに、相も変わらぬ「弁論大会」を開催しているように私には思えて仕方ありません。

厳しい情勢や困難は誰にもわかりません。しかし、それを理由にして歩みを止めれば、それは「負け」を認めたことになりはしないのでしょうか。「何もできない」と言う前に「何をやったのか」を自己に問い返してみたのでしょうか。「やっつてできないこと」と「やら

ないでできないこと」は、決定的にちがう結果を招きます。

国労本部や政府とJ.R、さらに社共両党に対する怒りや失望は隠す必要はありません。思い切りその怒りをぶつけ続けるべきです。そしてそれに倍する運動を組織の内外に構築するしかないのです。

### 人間否定の抑圧に抗して

七・一以降、闘争団が見せた怒りを具現化していれば、今日の苦境は回避できたはずで  
す。無能な本部に「盗人猛々しく」開き直られることもなかったでしょう。「政治的」な  
本部の体質に追いつめられた私たちが、「政治的」な配慮をしてみても、支援する側から  
すると理解しがたいだけです。

私は「四党合意」に反対したことで、大分県の労働界、とりわけ幹部の皆さんからは、  
反組織的な「危険分子」として言われなき誹謗中傷を受けています。代表者会議で謝罪を  
求められ、私に保証されていた「オルグ費」等のいっさいを打ち切られ、組織の出入りは  
もちろん、個別の支援にまでストップをかけられる等、あきれれるほど「関心」を持って  
いただいています。

国鉄闘争が後ろに向いているときには、非協力的な人たちほどこういう場面で「組織人」  
の顔してしゃしゃり出てくるものです。しかし、私自身の本質も逆に問われました。「ご  
めんなさい」と謝罪をして、なにがしかの糧を与えられる道にすぎることでもできました。  
それを進めた人のなかにはこの十数年間、私に国鉄闘争を続けることの活力を与えてくれ  
た人たちもいました。何よりも心痛む思いでしたが、こうした出来事も情勢によってあぶ  
り出された現実と受け止めざるをえません。

そういう道を選択したところで、それを直接的に責める人は私の周りにはいなかったの  
かもしれません。逆に悲しむべきことだと思えます。ただ一人責める者がいるとすれば、  
それは私自身です。この選択で逆の道を選ぶことは、闘いの当事者として自らの根柢と本  
質を放棄したことを意味します。「四党合意」とは、間違いなくそういう性格のもんです。  
二〇〇二年二月六日に破綻した「四党合意」以降も、その道を選んだ者たちが引き返  
せない事実が、合意の狙いと本質を如実に物語っています。「援助金の差別支給」、共闘へ  
の「差別支援要請」、きわめつけは「除名」を明確にした「査問委員会」への一方的招致  
です。まさに十七年前、国鉄当局に味合わされた人間否定の抑圧を国労自身が組合員にや  
っているのです。

このような「理不尽」に声を荒げて怒りをぶつけるだけなら、私の選択もそうたいした  
選択でもなかったでしょう。私も組織中心の運動に漬かりきっていた一人です。「機関決  
定」の壁がどれほど厚いものかは知っているつもりです。私は「鉄建公団訴訟」という個  
人の判断で起こした訴訟によって、まさに私たち「原告団」は、十七年目にして自立した  
といえます。

昨年来から全国を席卷し続けている「人らしく生きよう―国労冬物語」上映運動は、大  
分でも多くの人を集め幾度となく開催されました。これまで関係が持てなかったたく  
新しい階層の人々とも出会えました。おたがいの「課題」を論じ、新たな運動が創造され

ていきました。これに「機関決定」によって「押さえつけられていた」労働者たちや地方組織の人々が重なり、以前よりも重層的な闘いに成長しています。

### 拡がる連帯・支援

つい先日は、沖電気と二十二年におよび闘い続けている「田中哲朗」さんを招いて、県下四会場でのコンサートと高橋氏・橋氏・滝野氏（ともに闘う会）を招いてのシンポジウムも開催されました。

のべ四六〇名の参加者は、機関決定の呪縛を乗り越えたと確信しています。一連の取り組みの過程で「最高裁署名」は、一万筆に後一步の九千二百五十一筆を数えています。今や、労働者ほどの階層も国労闘争団以上に、不安を抱えています。じつさい争議をしている民間の仲間の厳しさは「原告団」以上なのです。リストラなどという「首切り」に、労働組合自身が協力してきた結果です。こうした労働者にとって不幸な社会は、国鉄解体攻撃がその原点なのは事実です。

これからの社会が、さらに非情な状態を押しつけることは必至な情勢下で、その出発点でもあった「国鉄闘争」の結末が惨めなほど、権力にとっては都合が良いのです。しかも与野党入り乱れ、旧総評加盟の大単産のほとんどが「四党合意」を「機関決定」と認め、推進し、もしくは傍観している状況は、まさに「大政翼賛会」と呼ぶにふさわしいのかもしれない。

一方で、「個人」という立場で語り、行動を始めた人たちが集まっています。瞬間的な孤立感や疎外感はありませんが、個人の権利や人格を無視した延長の先に平和も民主主義も絶対に訪れません。国鉄闘争は、当事者の自立によって新たな闘いに脱皮したことを、名実ともに実践していく段階に入りました。

（赤峰 正俊）

## ◇ 読者からのおたより ◇

**破局II原発震災の前に** チェルノブイリ原発事故（四月二六日）から十七年。東海村で五月、講談とトーク「チェルノブイリの祈り」「未来への希望」が開催。被爆地・広島で苦難の時代を生きぬく少年を描いた「講談はだしのゲン」の講演に意欲的に取り組む講師・神田香織さんは、原作「チェルノブイリの祈り」との出会いの衝撃を、沈黙することなく自らの魂の声に乗せて語り始めました。音響と照明を駆使した新しいタイプの講演は、巨大事故に遭遇した被災者たちの悲しみ、苦しみを生々しく描き出し、涙を流す人も。最後は、この茨城で大地震が発生し、東海原発の事故が発生した緊迫した場面で、チェルノブイリ事故が他人事でないことを、最近の地震の多発とともに思い知らされました。

（茨城・ネットワーク500より）

**編集部より** 中部電力の浜岡原発はもつと危険と専門家も警告。  
**働く者は地獄** 「トヨタプロジェクト」設置の埼玉・越谷郵便局で、五月二七日、これを衣替えした「JP（ジャパンポスト）方式全国展開出発式」がおこなわれた。郵政公社各社の十三モデル郵便局から三十九人の「改革の伝達者」職員を四ヵ月間研修で投入。十月から第二回研修で四十人を投入する。

（郵政労働者）

編集部より 公社ですさまじいばかりの合理化。全通、全郵政の方針は「表紙を変えれば同じ」。それにしても、真つ向サービスには苦笑させられます。

**要望書** 神戸市議会は六月五日、国から地方への税源移譲を基本とする三位一体改革の実現を求め衆参両院議長、関係大臣に要望書を提出しました。それは①地方自らの責任と判断に応じた財政運営を確立するために、地方税中心の税財政構造とし、そのため、消費税、所得税、法人税等の基幹税を早急に国

から地方へ税源移譲すること、②国庫補助負担金の廃止・縮減は、税源移譲も同時併行に進めるとともに、地方の意見を反映した実効的な削減計画を策定し、引き続き地方が主体となって実施すべき事業については、所要額を地方の自主財源として移譲し、地方に負担を転嫁しないこと、③地方交付税の改革に当たっては、国と地方の新たな役割に応じ、地方が安定的に標準的なサービスを提供できるよう、財源の報償機能と財源遍在の調整機能を重視すること、というものです。(神戸・S)

編集部より 地方分権は新たな中央集権体制づくりと地方切り捨てでしかありません。この要求実現には地方からのほんものの「革命」が必要です。

**退職金削減** 石原知事がまたもや職員いじめで、近日、退職金の削減を提案すると、夏一時金団交で都当局が述べた。すでに実施が決まっている国家公務員の退職手当改悪は、現行六二・七を五九・二八月に三・四二月減らすばかりか、退職手当の調整率を百分の百十から百分の百四に切り下げるものです。これがモデルとされるにちがひありません。四%カットにつづく、不当な攻撃、今からハネ返すたかひを。(東京・Y)

編集部より このままでは身ぐるみはがれかねません。声をあげようよ。

**倒産** 旧中央銀行を重い気持ちで訪ねた。ようやく再就職できた方、まだ職の見つからない方、とりわけ五十歳代の再就職は深刻であった。倒産・リストラの嵐が吹き荒れている。ワンマン社長には要注意。組合が強すぎて倒産した会社を聞いたことがない。(新潟・K)

編集部より 「組合が強すぎて」、同感。倒産会社はワンマン経営か、労働組合が弱すぎるか、労働組合がない会社ばかり。組合が組合らしくなくては人らしく生きる社会はない。

**有事法制にはトコトン反対** どんな国とも話し合いて平和な関係をつくっていくことがなにより大事です。どんな国の市民も平和や生命を大切に思っています。日朝国交正常化を実現し、北東アジア非核地帯をつくれば、核もミサイルも拉致問題も解決します。(しが・K)

編集部より 本場にそう。日本政府のやり方は戦争をあおりたてるだけ。

**電気は大丈夫** 中部電力(本社・名古屋)は浜岡原発三基が停止のままでも「夏の電気は大丈夫」と発表しました。名古屋火力発電の立ち上げ等で、「原発なしでも八〇%の供給余力がある」といふもの。老朽化し、ひび割れした原発、東海地震の真上の危険な原発を動かすな！再開するな！(T)

編集部より 通信でも三〜四回にわたり伝えていきます。ご一読を。

**残念!** むし暑い日々が続いています。さて、今年三月末で病気のため五〇歳目前で退職を余儀なくされた仲間があつたため七月から「通信」を一部減らして下さい。(京都・A)

編集部より この頃、デイケアのリハビリに六〇歳前の男性が目立つと聞き驚いていましたが…。**日教組のピラ見ましたか** 中教審答申の教育基本法について「改悪反対」と書いてないのですよ。あされるね。「改正」には反対ですって? 攻撃の狙いはなにか。このピラでわかりますか。ピラもFAXします。(教育労働者)

編集部より ピラでは「手続きよくない」といつているだけです。愛国心、国家主義、教師への統制強化などへの批判はなんにもない。

**有事法制** 国会で有事関連法案が成立した。私にはちとむずかしい。わからんよ。国は権力で協力させながら、その後は知らん顔になるのではと不信感も出ている。その矛盾は? 戦争でも災害でも見捨てられるのはいつも弱者です。早川一光医師は「救命術と殺人術を同時に学習する矛盾を少しも疑わなくなる。人間の浅はかさを、今もしっかりと考え直している」。(北海道・M)

編集部より 戦争って人殺し。国家による人殺しです。自衛隊という軍隊は「お国のために」人殺しを日夜訓練するところ。人を助けるなんて詭弁にすぎません。

**悪政** 小泉内閣誕生以後、聖域なき構造改革の名でおこなわれたのは、企業優先のための労働者切り捨て、中央集権強化の政策づくりだけ。企業の安易な生き残り策の犠牲になった多くの失業者に対する失業保険適用基準をヨリ厳しくし、また容易に労働者を切り捨てることのできる法律をつくり、一方で使い捨てのできる安価な労働力を確保するために労働者派遣法を改悪した。社会保障費も国民負担増でケリをつけ、年金、退職金の税徴収、さらに消費税増税も検討に入っている。近い将来、国民負担率は五〇%を超すとの方向性も。有事法制、イラク新法、教育基本法改正、国民の抵抗を抑え、強権国家へと走るのか。(北海道・M)

編集部より ポーナスの時。社会保障費の徴収が総報酬制になり、その税率の自己負担分は厚生年金六・七九%、健康保険料四・一%等で約一二・〇五%。ポーナス六七万二〇〇〇円の人で八万九七六円。ちなみに前年までは九四〇三円ですから、約七万円の負担増になります。